

ライフペイメント会員 入会申込書(個人)

ライフカード用

お申込み上のご注意 お申込みの際は、別紙記載の規約をよく読んでお申込みください。なお、審査の結果ご入会いただけない場合がございますのであらかじめご了承ください。また入会申込書は返戻をいたしませんので併せてご了承ください。

私は、別紙の「個人情報の取り扱いに関する同意約款」及び「ライフペイメント会員決済支払規約」を承認のうえ、「ライフペイメント会員」を申込みます。私はライフペイメント決済支払の可否連絡のため、ライフカード株式会社から、株式会社オーラにライフペイメント会員の入会審査の結果が通知されることをあらかじめ承諾します。

お申込日 年 月 日

お申込者氏名 (自署)	フリガナ	性別 男・女	生年月日 昭和・平成	電話番号	自宅・呼出
			年 月 日		() -
ご住所	〒	フリガナ			携帯電話
					() -
ご住居 (○をつけてください)	①自己所有 ②家族所有 ③社宅 ④公営住宅 ⑤賃貸マンション ⑥借家 ⑦アパート ⑧寮・下宿 ⑨その他	居住年数	年 月	ご家族	配偶者 有(共働き)・有(共働でない)・無 本人含む家族 人 親と(同居・別居)
お勤め (自営)先名称	フリガナ	電話番号	() -	営業内容	
お勤め先 所在地	〒	フリガナ			仕事の内容
ご職業 (○をつけてください)	①正社員 ②公務員 ③契約社員 ④派遣社員 ⑤自営 ⑥パート・アルバイト ⑦学生 ⑧主婦(主夫) ⑨年金 ⑩その他()				勤続年数 年 月

未成年の方 ●お申込者が未成年の方は、親権者の同意が必要です。後日確認の電話をさせていただきます。

親権者 同意欄	自署	フリガナ	続柄
	電話	() -	
私は、本書面により申込者が本申込みを行うことについて親権者として同意します。また、記入内容が親権者同意の情報として貴社に登録されることに同意します。			

《お客様No.記入欄》

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

《ライフカード使用欄》 本部立替用

主管店:79100	個人	提携契約番号:251393-01-011
9 8 7 6 0 1		

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加)

20 年 月 日 収納企業名 ライフカード株式会社
(ライフカード使用欄) ※会員氏名・ご連絡先をご記入ください。

フリガナ	口座名義人
お届け印 (サイン式届出の方はご署名)	金融機関 お届け印 (ゆうちょ銀行を除く)

会 員 番 号	9 8 7 6 0 1
会 員 氏 名	フリガナ
TEL	() -

いずれかを選び、ご記入ください。

金融機関コード	支店コード	振替日:ライフカードの指定した日 (休業日の場合は翌営業日)
銀行 農協 信金 労金 信組	御中	口座番号 (右からつめて)
本店 支店 出張所		1. 普通 (総合) 2. 当座

私はライフカード株式会社から請求された金額を、私名義の預金口座から口座振替により支払うことにしたいので、下記条項を規約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)
預金口座振替依頼書・自動払込み利用申込書に不備がありましたら、下記該当項目に○をつけてすみやかにご返却ください。

1. 印鑑不備	2. 印鑑不明	3. 名義人印鑑	4. 預金種目印鑑	5. 支店名印鑑	6. 預金取引なし	7. 支店名印鑑	8. 口座番号印鑑	9. その他()
ゆうちょ銀行の自動払込みの場合不備がありましたら、下記へ返却してください。								
〒225-8691 日本郵便株式会社青葉郵便局私書箱第1号 ライフカード株式会社 業務センター宛								

種目コード	契約種別コード	記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	番号 (右からつめて)
1 6 6	3 4		
払込先 口座番号	00100-9-65384	払込先 加入者名	ライフカード株式会社
		払込日:毎月27日 (休業日の場合は翌営業日)	

私はライフカード株式会社から請求された金額を、私名義の預金口座から口座振替により支払うことにしたいので、下記条項を規約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)

- ライフカード株式会社(以下「ライフカード」という)から私に対する口座振替請求書が貴行(銀行・金庫・組合)に送付された場合には、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたりライフカードから請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り貴行はこの契約を終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- 上記会員番号につき別番号の追加利用または変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかたに紛議が生じても、貴行の責による場合を除き、私とライフカードとの間において解決し、貴行には迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。